

『長谷寺縁起文』天照大神・春日明神誓約譚をめぐって

——第六天魔王の登場と『長谷寺密奏記』との照応——

藤 卷 和 宏

再生産されつつ変容を遂げてゆく長谷寺縁起群^{〔1〕}の中で、代表格たる地位を獲得したのが、菅原道真仮託「長谷寺縁起文」（以下

「縁起文」）である。本書は、従来、長谷寺縁起に見られる要素を利用し、そこに新たな要素を加えて成立した。その年代に関しては諸説あるが、筆者は十三世紀後半頃を想定している。

また、「縁起文」を本地垂迹説によつて裏付ける「長谷寺密奏記」（以下「密奏記」）というテクストもあり、阿部泰郎氏によれば「縁起文」と表裏一体となつて機能する縁起^{〔2〕}であるという。事実、両書は一具のものとして流布していたとおぼしく、その形跡を数例見いだすことができる。

しかし、両書が具体的に、どのように機能しているのかという点に関しては、従来、ほとんど注目されてこなかった。そこで小稿では、「縁起文」に見える天照大神と春日明神、そして第六天魔王に注目し、「縁起文」と「密奏記」とが一具のテクストとして、ひとつの世界を創り出していることを示してみたい。

一 「縁起文」における両神の誓約

「縁起文」において徳道は、御衣木を前にして、自然造仏を祈る。独力での造像は無理であつたのだ。そこに、藤原房前が現れる。狩りのために初瀬山に足を踏み入れた彼は、僧が木に向かつて何やら必死に祈っている声を耳にした。

立願礼^ニ霊木^ヲ曰。為^ニ聖朝安穩・藤氏繁昌、乃至法界平等利益^ニ欲^ニ奉^ニ造^ニ十一面像^ヲ。大悲弘誓、感^ニ我願^ヲ、霊木自然成^レ仏云々。爰、元正天皇即位八年壬戌歲、秋七月、房前臣、為^ニ大和国班田勅使^之次、為^レ狩打立此峯^之処、山中聞^ニ礼拝音^ヲ、頗奇、而行^ニ庵前^ニ問云、聖人何祈^ニ両家^ヲ答曰、伝聞、第六天魔王、欲^ニ犯^ニ我朝^ヲ之時、天照大神居^ニ法性宮^ニ見^ニ此事^ヲ。大悲之余、春日大明神契曰、与^レ汝共降^ニ日域^ニ、我成^ニ国主^ニ汝為^ニ臣家^ニ、益^ニ彼土衆生^ニ云々。酬^ニ其患^ニ、忝^ニ二神交^ニ此土之塵^ニ、其^ニ二神之孫^ニ、而^ニ両家治^ニ此国^ニ。仏法興廢、可有^ニ両家^ニ。両家運否可^レ依^ニ仏法^ニ。此^ニ両家仏法繁昌^ニ者、広

益^{セキ}衆^{シュウ}生^{セイ}。故^コ遂^{ズイ}此^{コノ}大^{ダイ}願^{ガン}、欲^{ヨク}レ^シ応^{オウ}土^ツ群^{グン}機^キ矣^イ。具^ク披^ヒ申^シ造^{ゾウ}ニ^{シテ}仏^{ブツ}像^{ゾウ}。勅^{チク}使^シ聞^ク曰^ク。自^{コト}有^ル慶^{ケイ}賀^カ事^ジ者^{シヤ}、為^シ助^{シュ}成^{セイ}、奏^{ソウ}朝^{テウ}廷^{テイ}。申^{コト}下^カ官^{クワン}物^{ブツ}、融^{ユウ}ニ^{シテ}精^{セイ}誠^{テイ}、而^{シテ}運^{ウン}ニ^{シテ}懇^{コン}念^{ネン}、約^{ヤク}束^{ソク}畢^ヒ。則^{スレバ}果^{ケル}、房^{ボウ}前^{ゼン}臣^{シン}、奉^{ホウ}勅^{チク}賞^{ショウ}、忝^{ケン}榮^{エイ}名^{メイ}。彌^ミ歸^キ、聖^{セイ}人^{ジン}之^ノ德^{トク}、得^テ祈^{イハ}念^{ネン}之^ノ趣^ソ、而^{シテ}密^{ヒソカニ}奏^{ソウ}、元^{ゲン}正^{テイ}天^{テン}皇^{クワン}、天^{テン}皇^{クワン}雖^モ歡^{カン}感^{カン}、無^ク程^{テイ}辭^ジ、帝^{テイ}位^イ、聖^{セイ}武^ブ天^{テン}皇^{クワン}即^{ツキ}位^イ、天^{テン}皇^{クワン}踐^{セン}祚^{ソク}之^ノ初^{ハジメ}、房^{ボウ}前^{ゼン}臣^{シン}、重^{ジュウ}勸^{クワン}、解^ゲ狀^{ジョウ}。聖^{セイ}人^{ジン}受^ケ命^{メイ}、神^{カミ}龜^キ元^{ゲン}年^{ネン}甲^{ケツ}子^シ歲^{サイ}正^{テイ}月^{ゲツ}一^{イチ}日^{ニチ}、上^{ウヘ}解^ゲ狀^{ジョウ}。依^リ房^{ボウ}前^{ゼン}之^ノ奏^{ソウ}狀^{ジョウ}、同^{トウ}年^{ネン}二^ニ月^{ゲツ}廿^ニ三^{サン}日^{ニチ}勸^{クワン}、其^{コノ}年^{ネン}三^{サン}月^{ゲツ}二^ニ日^{ニチ}、所^{コト}宣^{ケン}下^カ。國^{クニ}宜^{イハ}承^{テイ}知^チ、同^{トウ}月^{ゲツ}十^{ジュウ}八^{ハチ}日^{ニチ}、香^{カウ}稻^{トウ}三^{サン}千^{セン}束^{ソク}下^カ行^ス。

この、徳道と房前の出合いの場面を、「縁起文」成立以前の長谷寺縁起と比較してみよう。徳道が御衣木に向かい祈誓していたところ、通りすがりの房前の目に留まり、朝廷の援助を受けるに至ったとする点は共通している。例えば「三宝絵」所収縁起では、「此木カナラズシルシアラム。十一面観音ニツクリタテマツラム」ト思テ、養老四年ニ、今ノ長谷寺ノミネニウツシツ。徳道力無シテ、トクツクリガタシ。カナシビナゲキテ、七八年ガ間、此木ニ向テ「礼拝威力、自然造仏」トイヒテ額ヲツク。飯高ノ天皇ハカラザルニ思ヲタレ、房前ノ大臣自ラ力ヲクハフ。

としており、「扶桑略記」所収第一縁起においては、爰沙門道明、沙弥徳道、控引此木、企造仏思。有志無力、專勤礼拝。於是、正三位行中務卿兼中衛大将藤原朝臣房前、奏聞公家。依勅、下行大倭国稻三千束。

とされている。また、護国寺本「諸寺縁起集」「長谷寺縁起」で

は、房前の援助を歴史的事実と位置付けるために、稻三千束を下す旨の太政官符を偽造し、さらに徳道の上表状という体裁をとって、この経緯を述べるのである。

房前と朝廷の援助というモチーフが「縁起文」以前から存在していたことは確認できたが、「縁起文」ではそれを一歩進めて、「聖朝安穩・藤氏繁昌……」と徳道が祈っていたことにより、房前、そして朝廷の協力が得られたとしている。山中で不意に両家の繁栄を祈る声を耳にした房前は怪訝に思い、徳道にその故を尋ねる。それに答えて徳道は、かつて第六天魔王が日本を侵略しようとした時に、天照大神は春日明神と「与汝共降^ニ日域^ニ、我成^リ國主^ト、汝為^リ臣家^ト、益^シ彼土^ノ衆^ヲ生^ス」と約束を交わした、故に、その二神の裔である両家が日本を治め、仏法の興廃と両家の運否は不即不離の関係にあるのだと述べている。徳道のこの回答が、房前と朝廷をして造像に協力せしめることになったのだ。

徳道の語ったこの説話には、如何なる意味があるのだろうか。まずは本説話に対する従来の評価を検討するところから始めよう。この説話は、はやく伴信友が、「縁起文」の道真筆説を初めて否定した著作「長谷寺縁起剽偽」の中で「妄言」と断じて以来、その価値は特に顧みられていない。信友は、「縁起文」に見える第六天魔王などの思想は道真の時代に存在しえないというスタンスで論じているため、その思想内容そのものについては、さほど注意を払っていない。近代に至り、櫛田良洪・永井義憲氏が、天照大神と春日明神の誓約や第六天魔王などを根拠に「縁起文」のおおよその成立年代を推測しているが、この説話それ自体を直

接に論の対象とはしていない。

成立年代の指標としてのみ注目されてきた観のあるこの説話であるが、筆者の視点は別のところにある。本説話は、ある意図のもとに、極めて周到に組み立てられたものなのだ。

二 両神誓約譚と第六天魔王譚

前田家本「水鏡」は、古本系諸本には見えない記事を増補されたテクストであるが、その増補記事中に、一見これと同根であろうかと思われる説話が収載されている。神功皇后の新羅征討譚に続く高麗征討譚の中で、河上明神が春日明神の勸請を皇后に提案する際に、古例として次のようなエピソードを語る。

古へ日本国ヲ第六天魔王ト天照太神ト争論シ給シ時、海ノ上ノ舟軍ノ与力ニハ、根本トシテ春日大明神コソ御身ヅカラ甲冑ヲメサレ、アマノフルノ劍ヲ拔持チ給。魔王ノ軍兵ヲ多ク亡シ給時、魔王遂ニ随ヒ奉テ、日本国ノ去状名判ヲ居テ奉キ。其ヲ今ニ至マデ、日本ノ宝ノ三種ノ神祇ノ第一ノ神璽ト申御宝是也。

記紀神話における武甕槌（中世においては春日第一殿に比定される）の葦原中国平定との相関性が言われているこの箇所では、第六天魔王との戦いにおいて、春日明神が天照大神の味方をしたとされている。しかし「縁起文」においては、対「第六天魔王」対策として天照大神と春日明神との間で「与_レ汝共降_ニ日域_ニ我_レ成_ニ国主_ト汝_ト爲_ニ臣家_ト益_ニ彼土衆生_ト」との誓約が交わされており、そして、現在の皇室と藤家との関係は、この誓約に由来すると述

べられる。この点は見過ぎしがたい相違点であり、天孫降臨に対する諸神の抵抗に、天照大神に対する第六天魔王の障碍を重ね合わせた前田家本「水鏡」の記事とは、明らかに出自を異にすると考えるべきであろう。たとえ「縁起文」が、前田家本「水鏡」、あるいはそれに近い言説に何らかのヒントを得て第六天魔王を登場させているとしても、天照大神と春日明神の誓約に限って言えば、その典拠は別のところに求めるべきである。

慈円は「愚管抄」三でこう述べている。

サテコノ、チ、臣家ノイデキテ世ヲオサムベキ時代ニゾ、ヨクナリイル時マデマタ天照太神アマノコヤネノ春日ノ大明神ニ同侍_ニ殿内_ニ能_ク爲_ル防護_ト御一諾ヲハリニシカバ、臣家ニテ王ヲタスケタテマツラルベキ期イタリテ、大織冠ハ聖徳太子ニツキテ生レ給テ、又女帝ノ皇極天皇御時、天智天皇ノ東宮ニテオハシマス、二人シテ、世ヲヲシヲコナイケル入鹿ガクビヲ節会ノニハニテ身ヅカラキラセ給ヒシニヨリ、唯國王之威勢バカリニテコノ日本国ハアルマジ、タゞミダレニミダレナズ、臣下ノハカラヒニ仏法ノ力ヲ合テ、トオボシメシケルコトノハジメハアラハニ心得ラレタリ。サレバソノヲモムキノマ、ニテ、今日マデモ侍ニコソ。

これは、「日本書紀」神代紀一下の天孫降臨のくだりに見える「天照大神（中略）勅_ニ天兒屋命・太玉命・惟爾一神、亦同侍_ニ殿内_ニ善_ク爲_ル防護_ト」などを踏まえ、藤家と皇室との関係は神話に由来するものであるとして、撰閔政治の正当化のために院政期から鎌倉期にかけて唱えられた言説であり、はやくは「扶桑略記」に

記され、『撰集抄』『廿二社本縁』『春日権現験記』などにも見える。ただし、「臣下ノハカラヒニ仏法ノ力ヲ合テ」と表現されることは、仏法の思想に基づいて史論を展開させる『愚管抄』においては当然のことと言えようが、神話の記述から両家の関係を説き起こしている右の引用部分だけを見ると、いささか唐突と言わざるをえない¹⁸⁾。しかし、ともあれ両神の誓約それ自体は、この種の説話を典拠として考えると考えるべきであろう。

続いて、第六天魔王について検討する。これは六欲天の第六の天の主、他化自在天のことであり、「往生要集」二に「第六天主」、「今昔物語集」一六に「魔王」などとあるが、「第六天魔王」と呼ばれた天照大神と対置されるようになるのは、中世に至ってからである。その中で、『沙石集』一一「太神宮御事」の所説がよく知られる。

昔此国末ダナカリケル時、大海ノ底ニ大日ノ印文アリケルニヨリ、太神宮御銚指下テサグリ給ケル。其銚ノ滴、露ノ如ク也ケル時、第六天魔王遙ニ見テ、「此滴国ト成テ、仏法流布シ、人倫生死ヲ出ベキ相アリ」トテ、失ハン為ニ下ダリケルヲ、太神宮、魔王ニ会給テ、「ワレ三宝ノ名ヲモイハジ、我身ニモ近ツケジ、トクノ帰リ上給ヘ」、ト誘ヘ給ケレバ帰ニケリ。其御約束ヲタガヘジトテ、僧ナド御殿近ク参ラズ。社壇ニシテハ、経ヲモアラハニハ持ズ。三宝ノ名ヲモタマシク謂ズ。仏ヲバ立スクミ、経ヲバ染紙、僧ヲバ髮長、堂ヲバコリタキナドイヒテ、外ニハ仏法ヲ憂キ事ニシ、内ニハ深ク三宝ヲ守リ給フ事ニテ御座マス故ニ、我国ノ仏法、偏ニ太神

宮ノ御守護ニヨレリ¹⁹⁾。

この部分は、無住が弘長年中（二二六一—六四）に、伊勢神宮における仏法忌避の理由を神官から聞いたという体裁で語っているのであるが、ここに述べられるとおり、天照大神は仏法流布を妨げようとする第六天魔王に対して、自分は仏法を忌避するので安心して帰るよう騙して追い帰した。故に伊勢神宮では、今日においても表面上は仏法を忌む風を装っているという。この説話には様々なヴァリエーションがあるが、『縁起文』や前田家本「水鏡」のように、天照大神が対「第六天魔王」対策として春日明神と手を組んだという例は極めて特殊と言うほかなく、右に引いた『沙石集』の如き類型が大勢を占めている。試みに、第六天魔王譚を各モチーフごとに分類してみると次のようになる。

A. 魔王と天照大神の誓約

B. 大日の印文

C. 天照大神ニ大日²⁰⁾

D. 魔王から天照大神への神璽の譲渡

E. 日本の国号の由来（大日の本国）

F. 大日が魔王の子と化生

G. 魔王ニ伊舎那天ニイザナギ

A—Cが『沙石集』に見え、また、D—Gのモチーフを備えるものもある。ここでは『縁起文』とほぼ同時代の第六天魔王譚のヴァリエーションを示すべく、鎌倉期のものの中から、代表例として『沙石集』、『中臣祓訓解』、『高野物語』三、『通海参詣記』下二、『元亨釈書』十八、『平家剣巻』（屋代本等）、百二十句本

「平家物語」「鏡の沙汰」、「麗氣記」「仏法神道麗氣記」に見えるものを挙げ、先に分類したモチーフの有無を「○」「×」で示し、以下に一覽表として掲げる。

	G	F	E	D	C	B	A	
	×	×	×	×	○	○	○	沙石集
	×	×	×	○	○	×	○	訓解
	○	○	○	×	○	×	○	高野
	○	×	×	×	○	×	△	参詣記
	×	×	×	×	×	○	○	釈書
	×	×	×	○	×	○	○	劍卷
	×	×	×	○	×	×	○	百廿句
	×	×	×	○	×	×	×	麗氣記

※「通海参詣記」のAは、魔王との誓約は語られるが、それが天照大神ではなく諸冊二神と魔王との間に交わされたものであるという小異があるために「△」とした。

これにより、第六天魔王譚の基本的な構造が見て取れよう。こうしたモチーフを有する第六天魔王譚が鎌倉期において広く流布しており、室町期に至っては、さらに多様に展開してゆく。そしてこれらの説話は、通例、仏法忌避の理由（「沙石集」等）、あるいは神靈の由来（「平家剣巻」等）を語るために持ち出されるのだが、「縁起文」の如く皇室と藤家の結び付きを語るために第六天魔王が登場するという類型は、ほかに例を見ない。「縁起文」は、両家の関係はそれぞれの祖神に由来していると述べており、明らかに両神の誓約譚を語るべき文脈である。その文脈に、誓約譚に加え、第六天魔王について語るこの説話を、新たに付け加えたと見るべ

きであろう。つまり、「縁起文」以前の縁起にも存在した朝廷と房前の援助というモチーフを基にして、皇室・藤家の祖である両神の誓約譚をまずは取り込み、続いてその誓約に、摂関政治の正当化の根拠という解釈のみならず、対「第六天魔王」対策という前田家本「水鏡」に見られる如き解釈をも施し、独自の誓約譚を形成したのである。

三 第六天魔王登場の意味

従来の縁起が持っていた要素を利用しての新説話の形成手法について述べてきたが、次に、この説話の果たした役割についても考察を加えてみたい。

「縁起文」の基本態度として、様々な要素を貪欲に取り込んでいる点が指摘されるが、本説話もそうした態度に則しているものと言えよう。既存の要素を利用して天照大神・春日明神誓約譚を取り込んだのみならず、それに通常とは異なる解釈を施すことによつて、第六天魔王譚をも取り込んだ。つまり、別々の文脈で語られるべき春日明神と第六天魔王を、天照大神を軸として一つの場面の中に組み込み、そこに多くの内容を盛り込もうとしたのである。

天照大神・春日明神・第六天魔王の三者が、単に（登場人物）として取り込まれただけではない。これらの登場により、テクストは次のように機能しはじめる。

まず、仏法障碍の第六天魔王を両神の敵対者として登場させることにより、「愚管抄」などはまた別の文脈で、「其二神之

孫^シ而^{シテ}兩家治^ス此國^ヲ。仏法興^ノ廢^レ可^シ有^ル兩家^ニ。兩家運^ノ否^可レ依^ル。仏法^ニという兩家と仏法との密なる關係を提示している点が挙げられる。そして、このことが縁起テクストの中で語られているということは、長谷寺が兩家の篤い庇護のもとにあることを強く印象付けていると言えらるう。

そしてもう一点、皇室と藤家の結び付きを語りながら、同時に天照大神に大日の化身としてのイメージを重ね合わせ、それをもつて、「密奏記」における天照大神像と照応させるという効果も考えられる。第六天魔王譚における天照大神は、大日の化身として描かれることがままある。先の表に掲げた文獻の中では、「沙石集」「中臣祓訓解」「高野物語」「通海參詣記」がそうであり、また、後代のものになるが、「神道集」や「類聚既驗抄」などにおいても同様である。

天照大神と大日は同体である——。この思想は同時代の文獻に散見するものだが、そのことを暗示するために「縁起文」作者は、春日明神との誓約譚に第六天魔王譚を結合させたのだ。

既に述べたとおり、「縁起文」を本地垂迹の理論によって裏付け、それと補完しあつて機能するテクストが「密奏記」である。その「密奏記」においては、徳道が天照大神の本地を祈り願うとして日輪が現れ、その中に十一面觀音が影向する。さらに貴女が現れ、

我礼陰^ニ尔居^ニ須^レ留^レ登^レ變^レ者[、] 秘密莊嚴大日如来也。我礼陽^ニ尔出^レ留^レ登^レ變^レ者[、]
報身^ヲ万徳盧舍那如来也。然而登^ル毛、依^ル恨^ル太人[、] 諸人^ヲ天^ノ間^ニ、
天岩戸[、]為^シ弘^メ法^道、弘^メ道^ヲ七開^ク天岩戸[、]汝^ハ實^ニ心^ニ似^レ我^レ製^ス。

我實^ニ心^ニ同^シ汝^ノ志[、] 汝^ハ欲^シ知^ル我^ノ本地^ヲ、能^ク思^フ我^ノ言^ヲ云^ク々[、]
と言^ヒ、続^クて、

我本秘密大日尊 大日日輪觀世音
觀音応化日天子 日天権跡名日神
此界能救大慈心 所以示現觀世音

という偈を唱える。この箇所は、「通海參詣記」などに見える行基や橘諸兄の伊勢參宮説で天照大神の本地が大日であることが示される場面に近く、それとの影響關係を想定すべきであろう。そして、その天照大神と大日との關係をさらに一歩進めて、「天照大神」大日「十一面觀音」という同体關係が示されている。このことを踏まえて、「縁起文」が天照大神に大日の化身というイメージを重奏させていることを考えると、一方の「縁起文」で「天照大神」大日「たることを示し、他方「密奏記」では、大日のみならず長谷寺の本尊たる十一面觀音との同体をも語っているということになる。つまり、參宮説を意識しているとおぼしい「密奏記」で、「天照大神」大日「十一面觀音」たることを語るだけでなく、「縁起文」において、第六天魔王と敵対させることにより、參宮説と同じ「大日の化身としての天照大神」というイメージを提示する。その結果、両書が鮮やかに照応するのである。既存の要素を利用して、新たに作り上げられた「縁起文」の誓約譚。確かにこれは、信友の言う如く、道真の時代に房前と結び付けられたという点に関しては「妄言」の謗りを免れない。しかし、多くの要素を取り込み、また、皇室・藤家と仏法との關係を提示している点、そして「縁起文」と「密奏記」とを一具のテク

ストとして読むという観点からすれば、作者によつて意識的に、かつ極めて周到に組み立てられた説話であると言えよう。

四 春日の本地

天照大神・春日明神誓約譚の（長谷寺的）変容、および「縁起文」「密奏記」の照応について言及してきたわけであるが、最後に、春日明神に関して、両書の照応箇所をもう一つ指摘したい。

「縁起文」の観音造像場面で、次のようなことが語られる。

樵夫吉躬津麻呂、入山欲取薪之因、向仏所、遇見稽文会、六臂地藏菩薩、每手削刻仏像、又見稽主勲、不空羅索観自在菩薩六臂、或取撃、或取刀、同時向仏。

吉躬津麻呂が仏師稽文会・稽主勲の方を見ると、二人は地藏と不空羅索観音であった。そしてこの場面の最後に、「其具記在別矣」として、その経緯を詳しく述べた別のテクストの存在を示している。一方、「密奏記」の方では、「卑夫吉躬津麻呂、見仏師本地」とした後に「其儀具見縁起」と注記し、さらに、帰宅した津麻呂が、

即時仁天有声天、告天曰久。我者是礼兒屋根・武雷槌野両神也。輒久見我本地。仍可召取汝命云々。則津麻呂死去須

と、命を奪われる場面が続く。そしてこの後に、津麻呂の正体は手力雄であったことが語られ、続けて、

凡是礼本願聖人、擬国主天照大神尊御本地、志天、為鎮護国家利益衆生、尔、依元正天皇之勅許、答聖武天皇之敕願、天、奉造此一面観自在菩薩像。則春日大明神、深入存

君臣儀、志、偏仁好聖人願、同形於凡人、志天、造此尊答者也。

と、長谷観音は国家（天照大神および天皇）の力と、それを補佐する春日明神の力とによって造られたと述べる。春日明神が造像にあつたのは「君臣儀」によるとしているが、これは、「縁起文」で語られる天照大神との誓約譚を踏まえていると考えるべきであろう。

そして最後に、

然者、春日大明神第一御殿武雷槌命野御本地者、不空羅索観自在菩薩也。第三御殿天兒屋根命野御本地者、地藏菩薩也。

と、津麻呂の命を奪つた二神の本地が示される。

春日の本地について、第一殿武雷槌を不空羅索観音に、第三殿天兒屋を地藏に比定するというのは、当時の通常の理解であるがこの後に「就中、一与三之御殿、造此尊像。可有深旨、尋其由来、預」との記述が続き、二神が造像にあつた理由については明言していない。おそらくは、「観音地藏融合型」と呼ばれる長谷観音の形態を示すために設定された不空羅索観音と地藏による造像というモチーフに、春日本地説を対応させて二神を登場させたのであろう。

以上、「縁起文」と「密奏記」の観音造像場面で照応している——と言うよりもむしろ、「密奏記」作者が「縁起文」の記述を利用して、国家・藤家との繋がりを示すべく、照応させた——ことを指摘したが、このことは、天照大神と春日明神の誓約により現在の皇室と藤家の関係があり、また、仏法の興隆、ひいては長

谷寺の創建・発展もそこに由来しているとす「縁起文」の所説とも響き合っているのである。

天照大神と春日明神、そして第六天魔王に注目して、「縁起文」「密奏記」というふたつのテクストから立ち現れる世界について検討した。成立事情などについては未だ解明できない部分もあり、多くを今後にゆだねざるをえないが、両書が、国家や藤家という「権力」への指向性を有しつつ照応するテクストであることを示して、小稿の結びとしたい。

注(1) 長谷寺縁起の展開については、藤巻「長谷寺の縁起——再生産と変容の様相——」(解釈と鑑賞63/12/平成10・12)で、概略を示した。

(2) 喜田貞吉氏は十四世紀(「長谷寺縁起を論じて諸寺縁起集の年代に及ぶ」/仏教史学3/12/大正3・3)、柳田良洪氏は十三世紀(「長谷寺昔公縁起文の著作年代考」/鴨台史報4/昭和11・2)、水島福太郎氏は平安末期から鎌倉初期頃(「豊山前史」/総本山長谷寺/昭和38・5)、速日出典氏は十二世紀中葉(「再び長谷寺縁起に就いて——特に再構成縁起を中心として——」/京都精華学園研究紀要11/昭和48・11)、「奈良朝山岳寺院の研究」/名著出版/平成3・2)とする。また、永井義憲氏は初の十世紀(「蜻蛉日記」をとせでわたる森」考——長谷、伊勢同体信仰の源流——)/密教学研究2/昭和45・3)、「日本仏教文学研究」3/新典社/昭和60・7)としていたが、後には十三世紀後半と改める(「長谷信仰」/「霊地」岩波講座日本文学と仏教7/岩波書店/平成7・1)。

(3) その根拠は、永井義憲氏(後述)と同様、思想的文脈への位置付けによるものである。因みに、喜田貞吉・柳田良洪・水島福太郎氏説を退けた速日出典氏は、「長谷寺験記」に確実に先行する「縁

起文」の成立年代を、永井氏の「験記」成立年代説を前提として設定している。永井氏は「勸進聖と説話集——長谷寺観音験記の成立——」(国語国文22/10/昭和28・10)で正治二年(一一〇〇)―建保七年(一一二八)の間の成立という説を唱え、「長谷寺靈験記」(「説話文学必携」日本の説話・別巻/東京美術/昭和51・10)では、さらに絞り込んで、下限を承元三年(一一〇九)とする。しかし筆者は、永井氏の下限設定の手續きに疑問を持っており、詳論は他日を期したいが、「験記」十三世紀初頭成立説は下りうる可能性を残していると考えている。そして、それを前提としている速井氏の「縁起文」十二世紀中葉成立説も、やはり再考の必要がある。また、当の永井氏は、注(2)「長谷信仰」において、自身の「験記」成立年代説を撤回することなしに、「縁起文」に加筆・訂正を想定して、「現在の形の成立した最終時期」を十三世紀としている。しかし、加筆ということは、原「縁起文」になかったということになるが、同氏が根拠としている「縁起文」の「十三世紀的」な要素は、「縁起文」を抄出している「験記」序文にも見えるのである。つまり、これらの要素は「験記」成立以前から存在していたと考えるべきであって、当然、「験記」の成立年代も、それに合わせて下らせる必要がある。

(4) 阿部泰郎氏「長谷寺の縁起と靈験記」(「仏教民俗学の諸問題」仏教民俗学大系1/名著出版/平成5・3)。

(5) 「長谷寺験記」は「縁起文」と「密奏記」の強力な影響下に成立したものであり、とりわけその序文は、両書からの抄出が大部分を占めている。また、筑波大学付属図書館に蔵される二本の「縁起文」(伝本のうち、延徳元年(一四八九)書写本からの転写本は、二箇所ほど改変のなされたものであるが、その改変は「密奏記」に拠っている。さらに、近世に至ると、「豊山伝通記」「豊山玉石集」など、両書を引用し、また注釈を施したテクストも生み出される。これらのことより、「縁起文」「密奏記」は単独の流布だけでなく、

一具のテキストとしても流布していたことが見て取れる。

- (6) 長谷寺豊山文庫蔵 室町末期写本 (函架番号19/14 / 国文学研究資料館マイクロ資料) を底本に、同文庫蔵 寛文十年写本 (函架番号19/16 / 同前)、松平文庫蔵本、群書類従本、新校群書類従本、大日本仏教全書本、伴信友全集本にて校合。

- (7) 「三宝絵」下二十「長谷菩薩成」の前半で縁起が述べられる。新日本古典文学大系。

- (8) 「扶桑略記」神龜四年三月三十日条に、長谷寺の供養記事に続けて二種類の縁起が併記される。増訂国史大系。

- (9) 天保十四年 (一八四三)。

- (10) 楠田氏は注(2)論文で、「春日大神と天照大神とが君臣の関係に於て垂跡せるが如き思想は鎌倉も末であらねばならない。或は第六天魔王が我朝を犯さんとするの時と云ふ点の如きは文永か弘安の役たる之の侵略を思ひ出さしめるものがある」と述べ、永井氏も注(2)「長谷信仰」において、「平家物語」以後の作品に見られる「第六天の魔王」や「天照大神と春日大明神との盟約」の存在をもつて、十三世紀中葉以降の成立と考えている。

- (11) 田代俊春氏「水鏡の史的批判」(史学雑誌46/11/昭和10・10)、益田宗氏「水鏡——異本系諸本の成立——」(国語と国文学36/9/昭和34・9)、多田圭子氏「水鏡」前田家本の独自記事と南都信仰圈」(中世文学40/平成7・6)など。

- (12) 増訂国史大系。

- (13) 多田氏注(11)論文。

- (14) 美濃部重克氏「長谷寺観音験記」の世界」(「宗教伝承の世界」講座日本の伝承文学5/三弥井書店/平成10・6)は、「縁起文」の誓約譚を「水鏡」(単に「水鏡」とするのみだが、おそらく前田家本を指していると思われる)と同系統のものとして捉えているが、こちらは第六天魔王こそ登場するものの、両神の間に誓約は交わされておらず、同系統と見るには躊躇される。ただし、この「縁起文」

所収の説話が「験記」の中で、「王法創始を説く両神幽契の縁起」と位置付けられるという指摘は、傾聴に値する。

- (15) 日本古典文学大系。

- (16) 注15) 頭注。なお、「日本書紀」の引用は日本古典文学大系。

- (17) 大森志郎氏「神代の幽契——愚管抄・春日験記に見える藤原氏の神話の形成——」(「日本文化史論考」/創文社/昭和50・6)、石田一良氏「愚管抄の成立とその思想」(「東北大学文学部研究年報17/昭和42・3」)。

- (18) 「我朝はこれ神国なり。仏法の仏法とある、これ我神のちから……」と語り出される「撰集抄」九一「日本神国事」に見える両神の誓約譚においても、春日明神は「法相擁護の神」であるとして、仏法との結び付きが語られるが、「廿二社本縁」や「春日権現験記」の誓約譚は、仏法云々という文脈とは別のところで語られている。本来、両家の関係だけを語るこの説話が、「愚管抄」や「撰集抄」というテキストの中で、たまたま仏法とリンクされて語られたと考えるべきであろう。

- (19) 日本古典文学大系。

- (20) 以下、同体関係を示す場合に「II」を用いる。数式で用いられる「II」と、「同体」という概念とは、完全に一致するものではないが、便宜的に用いるものである。

- (21) 引用部分では「大海ノ底ニ大日ノ印文アリケルニヨリ、太神宮御銚指下テサグリ給ケル」とするだけで、Cの天照大神と大日の同体を述べているわけではないが、それより後の部分で、「都ハ大海ノ底ノ大日ノ印文ヨリ事起リテ、内宮外宮ハ両部ノ大日トコソ習伝ヘテ侍ベレ」としている。

- (22) 第六天魔王譚の探索に際しては、伊藤聡氏「第六天魔王説の成立——特に「中臣祓訓解」の所説を中心として——」(日本文学44/平成7・7)などを参照した。

- (23) 遠氏注(2)論文。

(24) 楠田良洪氏「神道思想の受容」(「真言密教成立過程の研究」)／山喜房仏書林／昭和39・8)、久保田取氏「伊勢神宮の本地」(「神道史の研究」)／皇学館大学出版部／昭和48・7)など。

(25) 金沢文庫蔵「長谷寺司等謹勸言上(仮題)」を底本に、尊経閣文庫蔵「長谷勸奏記」、内閣文庫蔵「長谷寺密奏記」、成實堂文庫蔵「長谷寺秘靈記并炎上供養事」にて校合。

(26) 内閣文庫本・成實堂文庫本は、四句目の「日天」の右傍に「天照大神也」との注記を付す。なお、この場合は広く流布していたとおはしく、「溪風拾葉集」や「天照大神口決」などに引かれている。

楠田氏注(24)論文、伊藤聡氏「中世神道説における天照大神——特に十一面観音との同体説を巡って——」(「アマテラス神話の変身譜」／森話社／平成8・10)参照。

(27) 東大寺と伊勢とを結び付ける伊勢参官説が「密奏記」に影響を与えており、その「密奏記」を、東大寺供養を重奏させる「縁起文」と併せて読んだ時に、参官説が浮かび上がる仕掛けとなっている。「密奏記」が参官説を意識しているのであれば、この点からも、国家の寺としての東大寺のイメージが長谷寺に重ねられていると言える。藤巻「長谷寺縁起文」に見る〈東大寺〉—役行者・法起菩薩同体説と伊勢参官説—(「説話文学研究34」／平成11・6(掲載予定))。

(28) 天照大神と十一面観音との同体説に関しては、楠田・久保田氏注(24)論文、および伊藤氏注(26)論文参照。また、特に長谷寺に關して天照大神と十一面観音の同体を論ずるものとしては、楠田良洪氏「鎌倉時代の長谷寺と初瀬詣」(豊山学報2／昭和29・11)、永井氏注(2)「鵜飼日記」をとせでわたる森—考—長谷、伊勢同体信仰の源流——などがある。

(29) このことをもって、「縁起文」「密奏記」が同時期に、両者互いに関連付けられながら——つまり、それらは結果として一具のものとして扱われるようになったのではなく、当初からそのように意図さ

れて——作られたと考えることが可能である。しかし、「縁起文」が偶然持っていた要素を「密奏記」作者が利用した、あるいは、「密奏記」と照応させるために、後から「縁起文」に「第六天魔王」を加筆したなどとも考えられることもまた不可能ではないので、ひとはまず、「縁起文」を基にして「密奏記」が生まれたと見ておく。

(30) これが「密奏記」そのものを指しているとも考えられるが、筆者は、この記述を利用して「密奏記」が生まれたと見ている。「密奏記」の基となったであろう「其具記」は、「縁起文」成立以前のテクストということになるが、架空のものである可能性もある。なお、「縁起文」序文で言及される「行基菩薩国符記」も、やはり架空のテクストであろうと考えられる。

(31) はやい例として、承安五年(一一七五)の「大中臣時盛春日御本地注進文」が挙げられ、以降この説が踏襲されてゆくのであるが、異説も存在する。

(32) その容貌の特殊性ゆえに、「長谷寺型十一面観音」とも呼ばれる長谷観音は、十一面観音でありながら、地藏の如く錫杖を持っており、このことから、長谷観音は地藏と不空羂索観音が融合した形態であると考えることが可能である。「縁起文」は、それを示すために、二菩薩を二人の仏師と結び付けたのであろう。さらに、「密奏記」で二菩薩をその本地とする春日第一殿・第三殿の権現の方に目を向けると、「春日権現験記」などにおいて、藤家の氏神として武甕槌と天児屋とが特に重視されていたことが連想される。観音造像に藤家の援助があったことは、「縁起文」、さらにはそれ以前の多くの縁起が等しく語っていることであるが、第一殿と第三殿とに限定することは、そのことを強調する手段であったと考えてよからう。「第一殿—武甕槌—不空羂索観音」「第三殿—天児屋—地藏」という既成の組み合わせが、奇しくもここで二つの効果をもたらすものとして機能したのである。